

介護保険サービスの利用料を軽減します

介護保険制度は、高齢化が進み、深刻化する介護問題を社会全体で支える仕組みです。介護保険サービスを利用する低所得者に対しては、利用料の負担を軽減する制度があります。この軽減制度を受けるとは申請が必要となります。

利用料の負担を

軽減します

居住費（滞在費）、食費

市民税非課税世帯の人が対象になります。所得による利用者負担段階（表1）に応じ、介護保険施設入所（短期入所含）時の居住費（滞在費）や食費の負担限度額（表2）が定められ、利用者負担が軽減されます。



表1 利用者負担段階

| 利用者負担段階 | 対象者 |
|---------|--|
| 第1段階 | ・ 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・ 生活保護受給者 |
| 第2段階 | ・ 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と所得の合計が80万円以下の人 |
| 第3段階 | ・ 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と所得の合計が80万円を超える人 |

表2 負担限度額（日額）

| 利用者負担段階 | 居住費（滞在費）の限度額 | | | 食費の限度額 |
|---------|--------------|---|------|--------|
| | ユニット型個室 | 準ユニット・従来型個室 | 多床室 | |
| 第1段階 | 820円 | 490円 ※介護老人福祉施設の従来型個室への入所、短期入所は320円 | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 820円 | 490円 ※介護老人福祉施設の従来型個室への入所、短期入所は420円 | 320円 | 390円 |
| 第3段階 | 1,640円 | 1,310円 ※介護老人福祉施設の従来型個室への入所、短期入所は820円 | 320円 | 650円 |

社会福祉法人、医療法人などの利用料

市民税非課税世帯の人が対象になります。生計が困難であると認められた人は、社会福祉法人や医療法人等が行うサービス（一部）を利用した場合、利用料が軽減されます。（次の要件にすべて該当し、収入や世帯状況、利用者負担等を勘案）

○ 年間収入が1人世帯で150万円以下（世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下）

○ 預貯金額等が1人世帯で350万円以下（世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下）

○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。

○ 負担能力のある親族（市町村民税課税者等）などに扶養されていない。

○ 介護保険料の滞納がない。

※ 申請希望者は、介護保険係へお問い合わせください。また更新対象者には、6月中旬までに更新案内を発送します。その後、6月30日までに更新の手続きを済ませてください。

※ 過去に該当しなかった人でも、21年度の所得に際して該当になる場合もあります。

表1の条件を確認し、該当すると思われる人は、7月以降に介護保険係（市役所新館1階⑩番窓口）へ申請をお願いします。

介護保険課介護保険係

☎(63)2283